

# 練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要綱

平成 19 年 3 月 28 日

18 練都建第 780 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区耐震改修促進計画に基づき、区内の木造戸建住宅の所有者が、簡易補強工事を実施するに当たり、それに要する費用の一部を助成することにより、住宅の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 簡易補強工事 区長が別に定める練馬区木造戸建住宅簡易補強工事仕様書に基づき、耐震化基準を満足するために必要な工事をいう。
- (2) 簡易補強基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 に規定する構造耐震指標  $I_w$  値が、0.7 以上であること。

## (助成の内容)

第 3 条 この要綱により交付する助成は、簡易補強工事に係る助成金を交付することによって行なうものとする。

## (助成対象住宅)

第 4 条 助成金の交付の対象となる住宅は、つぎに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 練馬区内にあること。
- (2) 所有者の居住の用に供されている住宅であること。ただし、店舗等事業の用に供される部分の面積が 2 分の 1 未満のものを含む。
- (3) 昭和 56 年 5 月以前に建築された木造であること。

- (4) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術上の指針」という。）第 1 に示す耐震改修前の構造耐震指標 Iw 値（以下、「Iw 値」という。）が 0.7 未満であること。
- (5) 技術上の指針第 1 に示す耐震改修後の Iw 値が 0.7 以上を満足する計画として、第 7 条第 4 項に規定する木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書（Iw0.7 適合）または練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱第 15 条第 5 項に規定する戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）を取得したものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、一度この要綱による助成金の交付を受けた住宅は、再度、当該助成金の交付を受けることができない。

（助成対象者）

第 5 条 この要綱により助成を受けることができる者（個人に限る。以下「助成対象者」という。）は、個人住民税および軽自動車税（以下「区税等」という。）を滞納していない者で、かつ、前条の要件を満たす木造戸建住宅の所有者のうち、自ら居住する当該木造戸建住宅の簡易補強工事を行う者とする。

（区税等を滞納していないことの確認）

第 5 条の 2 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、練馬区以外に納付している場合は、前年度に係る区税等の納税証明書または非課税証明書（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の提出を求めることにより確認を行うものとする。

（助成金の額）

第 6 条 この要綱による助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で、区長が別に定める練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要領に定める額とする。

（耐震計画評定）

第 7 条 区長は、簡易補強工事の計画内容が適切であることを判断するために、区長が別に

定める練馬区耐震計画評定要領に基づき耐震計画評定を行うものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする者は、木造戸建住宅耐震計画評定申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をしなければならない。
- 3 区長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに耐震計画評定を行うものとする。
- 4 区長は、前項の評定を行った結果、簡易補強工事の計画内容が適切に行われていると認める場合には、耐震計画評定を申し込んだ者（以下「耐震計画評定申請者」という。）に対して木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書（Iw0.7 適合）（第2号様式）を交付しなければならない。
- 5 区長は、前項の評定を行った結果、簡易補強工事の計画内容が適切に行われていないと認める場合には、耐震計画評定申請者に対して木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書（Iw0.7 不適合）（第2号様式）を交付するとともに、簡易補強工事の計画が適切に行われるよう耐震計画評定申請者または工事施工者等に指導するものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、簡易補強工事に係る契約を締結する前に、木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付申請書（第3号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認、登記、納税等）の写し 1部
- (2) 技術上の指針第1に示す耐震改修前のIw値が0.7未満であることを確認できる書類 1部
- (3) 簡易補強工事によって、技術上の指針第1に示す耐震改修前のIw値が0.7以上となることを確認できる書類 1部
- (4) 第7条第4項に規定する木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書（Iw0.7 適合）または練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱第15条第5項に規定する戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）の写し 1部
- (5) 見積り書など簡易補強工事に係る経費が確認できる書類の写し 1部
- (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（練馬区以外に納付している場合） 1部
- (7) その他区長が必要と認めた書類

（助成金の交付決定および通知）

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、助成金を交付することを決定したときは木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成しないことを決定したときは木造戸建住宅簡易補強工事助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

（変更等の申請）

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、助成金の交付決定後に、簡易補強工事の内容を変更するときは、速やかに木造戸建住宅簡易補強工事助成金変更申請書（第6号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、被助成者は前項の申請前に、工事内容の変更に関して第7条第4項に規定する木造戸建住宅耐震計画評価結果報告書（Iw0.7適合）を取得しなければならない。ただし、軽微な内容のものについては、この限りではない。

（変更等の承認）

第11条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、簡易補強工事の内容の変更を承認する場合には、木造戸建住宅簡易補強工事助成金変更承認書（第7号様式）により、被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第12条 被助成者は、助成金の交付決定後に、簡易補強工事の中止などを理由に交付申請を取り下げる場合は、速やかに木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付申請取下げ届（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（工事内容の確認）

第13条 区長は、この要綱に基づき行われる簡易補強工事の内容が適切であるかを判断す

るために、区長が別に定める練馬区耐震改修工事検査要領に基づき、工事内容の確認を実施する工程を指定し、工事内容の確認を行うものとする。

- 2 被助成者は、前項に規定する最初の工程に達した場合、木造戸建住宅簡易補強工事内容確認申請書（第9号様式）に関係書類を添えて、区長に工事内容の確認の申請をしなければならない。
- 3 被助成者は、第1項に規定する2番目以降の工程に達した場合、関係書類を添えて区長に工事内容の確認の申請をしなければならない。
- 4 区長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに工事内容の確認を行うものとする。
- 5 区長は、すべての工事内容の確認を行った結果、簡易補強工事が適切に行われていると認める場合には、被助成者に対して木造戸建住宅簡易補強工事内容確認結果報告書（適合）（第10号様式）を交付しなければならない。
- 6 区長は、第4項の工事内容の確認を行った結果、簡易補強工事が適切に行われていないと認める場合には、被助成者に対して木造戸建住宅簡易補強工事内容確認結果報告書（不適合）（第10号様式）を交付するとともに、簡易補強工事が適切に行われるよう被助成者または工事施工者等に指導するものとする。
- 7 被助成者は、前項の報告を受理した場合、簡易補強工事の内容が適切となるよう変更し、木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）（第10号様式）を取得するまで耐震計画評定を受けなければならない。
- 8 区長は、第6項の指導を行った場合において、被助成者または工事施工者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 9 前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者または工事施工者等が勧告に従わない場合、区長は簡易補強工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（助成金の交付請求および交付）

第14条 被助成者は、第9条第1項の規定により交付決定を受けた簡易補強工事が完了したときは、速やかに木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付請求書（第11号様式）に、第12条第5項に規定する木造戸建住宅簡易補強工事内容確認報告書（適合）および簡易補強工事に要した経費の支払いを証する書類など必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する請求を受けたときはその内容を審査し、適切と認める場合は

被助成者に助成金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 区長は、被助成者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部と取り消す場合は、木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付決定（一部）取消通知書（第 12 号様式）により被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 16 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(適用の除外)

第 17 条 次の各号による場合は、助成金を交付しないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条に基づく認可を受けた都市計画事業  
その他区長が指定する事業の区域内にある場合
- (2) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画区域内で壁面線が指定されている区域内にあり、簡易補強工事により住宅の外壁等が壁面線をこえる場合その他区長が指定する場合

(身分証明書の発行および携帯)

第 18 条 区長は、この要綱に基づく業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

2 前項の規定により業務に従事する者は、当該業務を行う際、前項で規定する証明書を携帯しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 5 月 29 日 21 練都建第 252 号)

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 3 月 10 日 21 練都建第 1400 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。